

公益財団法人日本アイスホッケー連盟
職員旅費規程

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この規定は公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という）職員就業規則第17条に基づき、本連盟職員（以下「職員」という）等に支給する旅費に関し基準を定める。
2. 職員及び本連盟より依頼を受けた者に対して支給する旅費に関しては、他に特別に定める場合を除きこの規程による。

(出張命令等)

- 第2条 出張のための旅行は、次の区分による出張命令又は出張依頼によって行うものとする。
- (1) 事務局長に対する出張命令、又はこれに準ずる本連盟外の者に対する出張依頼は専務理事。
- (2) 前号以外の職員の出張命令、又はこれに準ずる本連盟外の者に対する出張依頼は事務局長。
2. 前項に規定する出張命令等は、事前に口頭で行うものとする。

(旅費の支給)

- 第3条 職員等（前条第1項各号に掲げるそれぞれの職員に準ずる本連盟外の者を含む。以下この規程中において同じ。）が出張した場合には、該当者に対し旅費を支給する。

(旅費の計算)

- 第4条 旅費は経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。但し、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情により、経済的な通常の経路または方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日数)

- 第5条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。但し、利用する交通機関の路程により当日の出発又は当日の到着が困難な場合には、その1日をこれに含むことができる。
2. 旅行中における年度の経過又は職務の変更があった場合における旅費の計算は、それぞれ旅費を支給した日の属する区分によって計算する。

(旅費の区分及び種類)

- 第6条 旅費を区分して、国内旅行の旅費及び外国旅行の旅費とし、それぞれの種類は鉄

道運賃等の交通機関の料金、日当及び宿泊料とする。

2. 外国旅行は、国内と外国との間における旅行及び外国における旅行をいう。

第2章 旅 費

(旅費)

第7条 国内旅行の旅費を普通旅費と日帰り旅費とに区分する。

2. 普通旅費は、原則として往復 200km 以上の地域において、なおかつ宿泊を伴う旅行の旅費とし、旅行に要する交通機関の料金、日当及び宿泊料とする。
3. 前項以外は、日帰り旅費とし、旅行に要する交通機関の料金のみを支給する。

(鉄道賃)

第8条 鉄道賃は、旅客運賃及び本条各号の料金等による。

2. 普通急行及び特別急行列車(新幹線を含む。)を運行する線路による旅行で、片道 50km 以上の場合は、それぞれ急行料金、特別急行料金を支給する。

(その他の交通機関)

第9条 その他の交通機関の料金は、次の各号の規定する運賃による。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する航空路による旅行の場合においては、次に規定する運賃による。
 - イ. 国内旅行の場合は、現に利用に要する運賃。
 - ロ. 外国旅行の場合は、エコノミークラス適用の運賃。
- (2) 運賃の等級別の設けていない交通機関による旅行の場合においては、第4条の計算に基づく現に利用に要する料金。

(日当)

第10条 日当は、旅行日数に応じて第7条第3項に定める場合を除き、別表1及び別表2の定額による。

(宿泊料)

第11条 国内旅行宿泊料は、原則として旅行中の夜数に応じて別表1の国内旅行の宿泊料基準額を上限に当該宿泊施設又は旅行代理店を通じて手配するものとし、本連盟より直接支払う。但し、専務理事が特別な理由があると認める場合は、この限りではない。

2. 外国旅行宿泊料については、原則実費精算とする。但し、旅行の手配は原則事務局が行うものとし、やむを得ない事情で出張者が手配する場合は、事前に専務理事の承認を要する。
3. 宿泊料を要しない場合は、日当のみを支給する。

(精算)

第12条 出張者は帰着後、国内旅費については1週間以内、国外旅費については2週間以内に必要な書類を整えて精算しなければならない。

第3章 旅費の調整

(旅費の調整)

第13条 専務理事は、旅行目的の性質上、又は出張先の実情その他特別の事情により、この規程による旅費支給を妥当でないと認めるときは、これを減額または増額することができる。

(規定外事項)

第14条 この規程に定めるほか、この規程の実施に関し必要な事項は会長が定める。

職員旅費規程に定める日当および宿泊料

別表1 (国内旅行の日当および宿泊料基準額)

*単位：円

区 分	日 当 (1日)	宿泊料基準額 (1夜)
事務局長	2, 3 0 0	1 4, 0 0 0
職員	2, 0 0 0	1 3, 0 0 0

別表2 (外国旅行の日当)

*単位：円

区分	日当(1日)
事務局長	3, 0 0 0
職員	2, 5 0 0

附 則

1. この規程は平成23年9月1日から施行する。
2. この規則の改廃は、理事会の議決による。
3. 令和7年6月21日一部改定